

[事案 29-318] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 6 月 20 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

ストレスでうつ状態になり、入院したので、平成 19 年 5 月に契約した生活習慣病保険に基づき、給付金を請求したところ、不支払いとなった。しかし、以前に給付金が支払われた際と同様の病名であったので、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院については、治療内容が投薬と食事療法であり、入院当初より日常生活動作の制限がなかったこと等に照らせば、通院しながらの治療が十分に可能であり、「自宅等での治療が困難」な状況とは到底認められないことから、本入院は約款に定める「入院」には該当せず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 約款において、入院給付金の支払対象となる「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、(略) 病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義されている。
- (2) 医師作成の診断書によれば、申立人は、全身倦怠感、食欲不振などを訴えて来院し、入院することになり、入院の原因となった慢性肝炎に加え、合併症の高脂血症の治療を開始したことが記載されているが、診断書以外の医療記録の提出はない。
- (3) 保険会社によれば、病院に対し医療記録の開示を依頼したところ、医師から開示を断られている。そのため、当審査会は、申立人に対し、入院先病院の医療記録一式の開示を依頼したが、申立人は、これを提出しないとの意向を示した。
- (4) 本入院が約款に定める「入院」に該当するかを判断するためには、本入院における申立人の病状および治療内容を詳細に検討することが必要不可欠であるが、医療記録は上記診断書しか提出されておらず、これのみで「入院」該当性を認定することはできない。